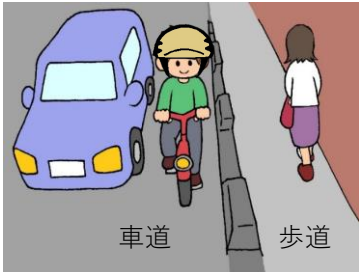


# 自転車安全利用五則

1

車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



自転車歩道通行可

自転車に乗って歩道を通行できることを示す標識です。  
歩道通行時は歩行者優先！車道寄りを徐行。  
歩行者の通行を妨げる時は一時停止しましょう。

3

夜間はライトを点灯

無灯火は周りから自転車が  
見えにくくなり危険です。  
暗くなる前に早めにライト  
を点灯しましょう。



4

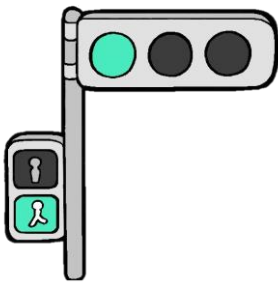
飲酒運転は禁止



自転車は車両です。  
お酒を飲んだら自転車に乗らない！

2

交差点では信号と  
一時停止を守って、安全確認



自転車も信号を守り、一時停止標識のある  
場所では必ず止まり左右の安全確認をしましょう。

5

ヘルメットを着用

あごひもをしっかり締めよう！



全ての自転車利用者に対し乗車用  
ヘルメット着用が努力義務化。  
令和5年4月1日施行

点検・整備された自転車に乗り、



交通ルールを守って、安全！安心！

